

■ どうすれば特許を取れるの？ 指導手引

1. 特許について

一般的に「特許」と言われているものは、正式には「特許権」といいます。

「特許権」は発明を保護する権利で、特許権をとると発明したものを独占的に作ったり、売ったりすることができます。特許権をとるとお金持ちになるイメージがありますが、特許権をとったからといってお金が貰えるわけではないことに注意してください。

2. 特許権をとる手続について

特許権をとるためには、特許出願という手続をする必要があります。

特許出願とは、所定の書類を特許庁に提出する手続です。

特許出願をした後、審査を受けてOKとなれば特許権をとることができます。

特許出願から特許権発生までの流れは、

①特許出願⇒②審査請求⇒③審査⇒④特許権発生

となります。

①特許出願では、発明の内容を記載した書面など所定の様式に沿った書面を特許庁に提出します。また、特許出願されたものは、全て審査されるわけではなく、②審査請求という手続をされた特許出願のみが審査される点に注意が必要です。③審査では、特許庁の審査官が発明の内容について特許権を認めようかどうか審査します。審査では、発明が特許権をとるための条件を満たしているかどうか審査されます。さらに、特許庁での審査で特許しても良いと認められれば、登録料を支払うことで④特許権が発生して特許権をとることができます。

3. 特許をとるための主な条件について

特許をとるための主な条件は、

- ①発明が、特許法上の発明に当てはまること
- ②発明が、新しいこと
- ③発明が、世の中にある技術から容易に思いつくものでないこと
- ④自分より前に同じ発明が特許出願されていないこと

です。

①特許法上の発明とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されています。

特許権をとれる発明であるためには、自然法則を使ったものであって、誰がやっても同じ結果が得られる反復可能性のあるアイデアである必要があります。

②発明が新しいとは、特許出願の時に発明が世の中で知られていないことです。

発明が新しいと言えるためには、発明した内容を秘密にしておかなければいけません。特許出願より前に発明品を売ったり、誰かに発明の内容を話したりすると、発明が新しくなくなってしまうので、注意が必要です。

③発明が世の中にある技術から容易に思いつくものでないことについては、例え②発明が新しいものであっても、ちょっと工夫すれば完成してしまったような簡単なアイデアは特許権をとることはできないという趣旨です。

④自分より前に同じ発明が特許出願されていないことについては、同じ発明を同時にした場合、先に特許出願をした方が特許をとることができるものです。同じ発明に二つの特許権を与えることはできないので、先に特許出願をした方に特許権が認められます。このとき、先に発明を完成させた場合でも、特許出願が遅れると、後に発明を完成した方が特許権をとることができる場合もあることに注意が必要です。

4. 存続期間について

審査で特許権をとるための主な条件を満たすと判断されれば、特許権がとれます。特許権は、特許出願の日から20年で消滅します。また、特許権を存続させるためには特許料を特許庁に支払う必要があります。特許料を支払わなければ、特許出願の日から20年経つ前に特許権は消滅します。

特許出願の日から20年経った又は、特許料を支払わなかったなどの理由で特許権が消滅した場合には、その発明については誰でも自由に実施（発明品の製造や販売）をすることができるようになります。

以上